

送り付け商法への 対応策!!

特定商取引法改正により（令和3年7月6日以降）、一方的に送り付けられた商品は、直ちに^{*}に処分が可能になりました!!

※改正前は、14日間経過後に処分等が可能でした。



誤配送や贈り物、定期購入などの可能性もあります。
まずは、宛先や自分以外の家族なども含めて、注文や契約をしていないかを確認しましょう。

心当たりのない場合は、送り付け商法かも…。そんな時は、

対応 **3** 箇条

1

一方的に送り付けられた商品については、保管することなく、直ちに処分可能です。

2

知らない事業者から金銭を請求されても支払不要です。
また、仮に商品を開封や処分しても、金銭の支払は不要です。

3

商品の代金などを請求され、支払い義務があると誤解して、支払ってしまったとしても、返還請求が可能です。

判断や対応に困ったときは、消費者センター **☎03-3880-5380** に相談を!

▲ ADACHI CITY

消費者センターだより

足立区 消費者センター
〒123-0851 足立区梅田7-33-1
エル・ソフィア2階 ☎03-3880-5385
消費生活相談専用 ☎03-3880-5380
《相談時間》平日午前9時～午後4時45分
(年末年始除く)



No.
235
令和3年
10月20日発行

おうち時間を狙う 悪質事業者の 手口を 大公開!!

TARGET LOCK ON



あれ?と思ったらお電話で相談を

☎03-3880-5380

足立区消費者センター (エル・ソフィア2階)

これが、悪質事業者・悪質サイトの手口だ!!

修理事業者とのトラブル編

「火災保険で無料修理できます」
うのみにするのは危険!



＝ココに注意!＝

不安をあおる勧誘

→まずは、複数の事業者から見積もりを取り、その場で契約しない!

保険金で無料修理が可能!?

→本当に保険金が支払われるかは分かりません!
→まずは、損害保険会社に直接相談!

※経年劣化は保険支払いの対象外!
ウソの理由による保険金請求は詐欺罪に該当するおそれがあります。

格安修理のはずが、
高額請求!?



＝ココに注意!＝

格安修理をうたう広告

→「低料金」や「見積無料」をうのみにしない!

※賃貸・集合住宅の場合は、事業者を呼ぶ前に大家や管理会社に連絡!

不要な工事を勧めてくる場合も...

→作業前に必ず見積もりを取り、作業内容や料金等を確認し、納得できない場合はきっぱりと断りましょう。

水

のトラブルで業者がわからない場合は、最寄りの組合員の業者を紹介してもらえます。

365日24時間
いつでも受付

東京都管工事工業協同組合・総合設備メンテナンスセンター

フリーダイヤル 0120-850-195 (携帯電話・PHSからは 03-3585-0195)

インターネットトラブル編

「お試し」のつもりが
定期購入!?



＝ココに注意!＝

→通信販売には、クーリング・オフ制度はありません!
→値段の安さだけで飛びつかず、広告や最終確認画面、返品条件・特約などを必ず確認!

こんな
サイトには
注意

偽物が届いた、
商品が届かない!

通常使用されない
旧字体が混じっている

支払い方法が個人
名義の銀行口座への
振込みのみ

連絡先がEメール
しかないなど不明確



URLが
不自然

極端な
値引き

不自然な
日本語表記

宅配業者を装った
SMSに注意!



＝ココに注意!＝

万が一、アクセスしてしまった場合

→提供元不明のアプリをインストールしたり、ID・パスワード等を入力したりしない!
→くわしくは、情報処理推進機構(IPA) → のHPをご覧ください。

あやしいもうけ話に
ご用心!



＝ココに注意!＝

簡単に高額収入は得られません!

→もうけ話を安易に信用しない!
→クレジットカードでの高額決済や借金をしてまで契約しない。